

01009

鳥取縣公報

第 千 四 十 四 號

昭和十四年七月七日

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

訓 令

◇鳥取縣訓令甲第十號

知 事	警 務 部	學 務 部	經 濟 部	總 務 部
官 房 主 事	官 房 主 事	官 房 主 事	官 房 主 事	官 房 主 事
房 主 事	房 主 事	房 主 事	房 主 事	房 主 事
房 主 事	房 主 事	房 主 事	房 主 事	房 主 事

大正九年六月鳥取縣訓令第三十九號國庫支辨ニ係ル内國旅費減額及支給規程中左ノ通改正シ昭和十四年五月一日以降旅行ノ者ヨリ之ヲ適用ス

昭和十四年七月七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第四條ヲ左ノ通り改メ現行第四條以下各條共一條宛繰下グ

郡ニ駐在スル臨時獸醫タル家畜防疫委員ニシテ其ノ擔當區域内ニ從務ノ爲メ出張スルトキハ左ノ日額旅費ヲ支給ス但シ之ガ旅費ハ一ヶ月分ヲ取絡メ別表第九號様式ニ依リ請求スヘシ

鳥取縣公報

毎週曜日發行

（日ニ當ル）

昭和十四年七月七日

（昭和十四年四月十五日）

一

附 則 日 額 一 圓 二 十 錢

昭和十年七月鳥取縣訓令甲第二十號國庫支辨ニ係ル臨時獸醫タル家畜防疫委員月額旅費支給規程ハ昭和十四年四月分限り之ヲ廢止ス

別 表 第 九 號

總務部長	會計課長	主務課長	合議	主查
昭和 年度	小切手第 年 月 日	年 月	家畜防疫ニ從務ノ爲擔當區域内ニ出張シタル旅費	一金

但從務日數 日內譯左ノ通り

出張年月日	出張場所	日數	出張年月日	出張場所	日數

右 及 請 求 候 也

年 月 日

何 郡 註 在 家 畜 防 疫 委 員

知 事 宛 臨 時 獸 醫 何 某 剛

告 示

◆鳥取縣告示第四百三十五號

昭和十四年四月二十七日付勅令第二百八十三號勞働統計毎月實地調査令第十二條ニ依リ本縣ニ設置セラルタル勞働毎月調査員左ノ如シ

昭和十四年七月七日

鳥取縣知事 副 見 喬 章

加 藤 雄
森 本 德 平
河 上 三 雄

01012

今	鹽	吉	山	前	梶	山	堀	福	中	新	北	樫	塩	中	尾	大	福	三	和
嶋	谷	田	村	田	川	根	第	田	村	本	本	野	根	井	古	吉	田	原	田
光	左	長	勝	俊	梅	一	榮	利	忠	重	太	政	哲	次	五	正	正	守	辰
信	門	六	行	郎	造	吉	郎	一	信	義	郎	郎	雄	藏	郎	郎	薰	義	吉

01013

◆鳥取縣告示第四百三十六號
 昭和十二年九月鳥取縣告示第五百十四號木炭瓦斯發生裝置設置補助規程中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 昭和十四年七月七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

「木炭瓦斯發生裝置設置補助規程」ヲ「薪炭瓦斯發生裝置設置補助規程」ニ改ム
 第一條中「木炭瓦斯發生裝置」ヲ「薪炭瓦斯發生裝置」ニ「木炭瓦斯發生裝置性能試驗規程」ヲ「薪炭瓦斯發生裝置性能試驗規程」ニ改ム
 第二條 第三條中「木炭瓦斯發生裝置」ヲ「薪炭瓦斯發生裝置」ニ改ム
 第六條中「木炭瓦斯發生機代金支拂證憑書寫」ヲ「薪炭瓦斯發生機代金支拂證憑書寫」ニ改ム
 第八條 第九條中「木炭瓦斯發生裝置」ヲ「薪炭瓦斯發生裝置」ニ改ム
 第一號樣式中「木炭瓦斯發生裝置補助申請書」ヲ「薪炭瓦斯發生裝置設置補助申請書」ニ「木炭瓦斯發生裝置」ヲ「薪炭瓦斯發生裝置」ニ「木炭瓦斯發生裝置購入費」ヲ「薪炭瓦斯發生裝置購入費」ニ改ム
 第二號樣式中「木炭瓦斯發生裝置事業完了届」ヲ「薪炭瓦斯發生裝置設置事業完了届」ニ「木炭瓦斯發生裝置設置事業完了届」ニ改ム

裝置購入費」ヲ「薪炭瓦斯發生裝置購入費」ニ「木炭瓦斯發生裝置」ヲ「薪炭瓦斯發生裝置」ニ改ム
 第三號様式中「木炭瓦斯發生機事業成績報告」ヲ「薪炭瓦斯發生機事業成績報告」ニ改メ三、木炭使用量
 調査表ノ次ニ「四、薪使用量調査表」ノ一項ヲ作業單位當成績表及ビ動力馬力當成績表「木炭」ノ次ニ
 「薪」ノ欄ヲ加ヘ末尾ニ左表ヲ追加ス
 四、薪使用量調査表

樹種	數量	單價	金額	摘要
薪				

◆鳥取縣告示第四百三十七號
 薪生產費調査ノ薪絲調査員左ノ通囑託及解囑アリタリ

昭和十四年七月七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

囑託セラレタル 解囑セラレタル
 薪絲調査員氏名 薪絲調査員氏名
 擔當調査養蠶者
 番號 氏名
 囑託又解囑セラレタル
 年 月 日

小倉 富治 林原 明重 第十五號 松本 豊
 昭和十四年七月十一日

◆鳥取縣告示第四百三十八號
 米穀現在高調査員左ノ通囑託解囑アリタリ

昭和十四年七月七日

囑託調査員氏名	解囑者	擔當調査區域	職務執行ノ場所	囑託解囑 年 月 日
林 鶴三	古町 巖	大八頭伊村	八頭郡大伊村役場	昭和十四年七月七日
岡本 繁美	木間 一幸	大氣高郷村	氣高郡大郷村役場	同

鳥取縣知事 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第四百三十九號
 昭和十四年七月三日管下左記町村ニ其ノ農地委員會ヲ設置シタリ

昭和十四年七月七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

岩 美 郡 宇 倍 野 村
 同 八 頭 郡 河 原 町 村
 同 氣 高 郡 勝 谷 村 村
 同 東 伯 郡 逢 坂 村 村
 同 西 伯 郡 彥 送 村 村
 同 中 濱 村 村

◆鳥取縣告示第四百四十號
 戰歿者寡婦教員養成所ニ於テハ本年九月十一日ヨリ戰傷病歿軍人軍屬ノ寡婦ニシテ教育者タルニ適ス

01016

ル素質ト教育ニ對スル熱意トヲ有スル者左記要項ニ依リ募集セラル志願者ハ本年七月三十一日迄ニ鳥取縣知事宛出願スヘシ

昭和十四年七月七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

戰歿者寡婦教員養成事業要項

- 一、戰歿者寡婦教員養成所ハ左ノ通ニシテ何レモ九月十一日開設ノ豫定
 - 1. 中等 教員 (家事、裁縫科) 養成所
 - 東京 特設 中等 教員 養成所
 - 所在地 東京市小石川區大塚町東京女子高等師範學校内
 - 2. 小 學 校 教 員 養 成 所
 - 廣島 特設 小學校教員養成所
 - 所在地 三原市館町廣島縣三原女子師範學校内
 - 3. 幼 稚 園 保 姆 養 成 所
 - 奈良 特設 幼稚園保姆養成所
 - 所在地 奈良市北魚屋西町奈良女子高等師範學校内
- 二、募 集 人 員
 - 中 等 教 員 養 成 所 約 參 拾 名
 - 小 學 校 教 員 養 成 所 約 貳 拾 名
 - 幼 稚 園 保 姆 養 成 所 約 參 拾 名
- 三、志願手續及締切日

01017

入所志願者ハ左記書類ヲ取揃ヘテ七月三十一日迄ニ提出スルコト

- 1. 入 所 願 (様式、第一號)
 - 2. 高等女學校卒業(修業)證明書又ハ試験檢定合格證明書
 - 3. 履 歷 書 (様式、第二號)
 - 4. 戰歿者寡婦タルコトヲ證スル市區町村長ノ證明書
 - 5. 戶 籍 謄 本
 - 6. 寫 眞 (手札型ニテ最近撮影セルモノ裏面ニ氏名ヲ記入スルコト)
- 四、志 願 資 格
- 1. 戰傷病歿軍人軍屬ノ寡婦(事實上ノ妻タリシ者ヲ含ムタルコト)
 - 2. 高等女學校卒業者及之ト同等以上ノ學力アリト認定セラレタル者
 - 3. 品行方正、意志鞏固、思想穩健身体強健ニシテ小學校教員タルニ適スル者タルコト
 - 4. 小學校令施行規則第百四條ニ該當セサル者タルコト
 - 5. 乙種程度ノ女子中等學校卒業者及之ト同程度以上ノ學力ヲ有スル者等ニハ養成所長ニ於テ特別ノ資格試験ヲ行フ
- 但シ中等教員養成入所資格ハ左ノ通トス
- 1. 戰傷病歿軍人軍屬ノ寡婦(事實上ノ妻タリシ者ヲ含ム)タルコト
 - 2. 師範學校又ハ高等女學校卒業者及之ト同等以上ノ學力アリト認定セラレタル者タルコト
 - 3. 品行方正、意志鞏固、思想穩健身体強健ニシテ中等學校教員タルニ適スル者
 - 4. 教員免許令第五條ニ該當セサル者
- 五、入 所 者 詮 衡

1. 學力考查
國語、算術並ニ裁縫ニ付平易ナル考查ヲ行フ
但シ中等教員養成ニ關シテハ國語(現代文ノ解釋、作文)數學(小數分數ノ四則、單比例、一元二次方程式)裁縫(單衣物ノ部分縫)

2. 人物考查
入所決定ニ當リテハ人物考查ニ重キヲ置ク

3. 身體検査
身體検査ハ昭和十二年文部省令第二號學校身體検査規程ニ準シ行フ

六、試驗期日
入所試驗及身體検査ハ八月二十四、二十五日(中等教員養成所ニ限リ八月二十八、二十九日)各養成所ニ於テ施行セラル

備考
詳細ハ社會課ニ承合ノコト

(様式第一號)

入所願

本籍	
現住所	

官戰傷病氏名	氏名	
	年	日生
學歷		
職業		
家庭ノ狀況	家族數 (自己ノ扶養スヘキ者)	
	入所中ニ於ケル 家庭ノ生活	
通學希望ノ有無		

右入所致度候條御許可相成度關係書類相添へ此段及御願候也
昭和 年 月 日

何々特設何々養成所長殿 本人 氏 名 印

備考
一、氏名ノ右側ニハ振假名ヲ附スルコト

二、家族數欄ニハ家族ノ名及年齢ヲ記載スルコト
三、通學希望ヲ有スル者ニシテ自宅以外ヨリ通學セントスル者ニ在リテハ其ノ理由及滯留先
並ニ世帯主トノ關係ヲ記載スルコト

(様式 第二號)

本籍 履 歴 書
現住所 戸主トノ續柄 氏 年 月 日生 名

一、學 業

年 年 年 年 年
月 月 月 月 月
日 日 日 日 日
何々尋常小學校卒業
何々高等女學校入學
同 校卒業
何所ニ於テ何試驗合格

一、經 歴

年 年
月 月
日 日
何某ニ嫁ス
何某何々ニ於テ戰死

一、職 業
年 月 日ヨリ 年 月 日迄何々ニ從事ス
一、賞 罰
年 月 日 何所ニ於テ何々ニ付何賞ヲ受ク
右ノ通相違無之候也

氏 名 團

◆鳥取縣告示第四百四十一號

熊本縣飽託郡中緣村大字美登里字前田五二四ノ二民有墓地ハ今回改葬スル事ト爲リタルモ緣故者不明
ノモノ有之ニ付キ有緣者ハ昭和十四年八月二十八日迄ニ管理者熊本縣飽託郡中緣村長西敏憲宛申出ラ
ルヘク若シ右期日迄ニ申出ナキモノハ管理者ニ於テ適宜改葬スヘキ旨照會アリタリ

昭和十四年七月七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第四百四十二號
 昭和十二年十一月鳥取縣令第四十九號「トラホーム」豫防法施行細則第三條ニ基キ左記區域一部ノ住民ニ別記日時場所ニ於テ「トラホーム」檢診ヲ施行ス

昭和十四年七月七日

鳥取縣知事

副

見

喬雄

郡名	日	時	區	域	檢診場所	檢診ヲ受クヘキ者
美 郡	自七月十八日	午後八時ヨリ	浦富町、田後村	浦富尋常高等小學校	昭和十五年度ニ於テ徵兵檢査ヲ受クヘキ者及昭和十四年度ノ徵兵檢査ノ際「トラホーム」其ノ他ノ疫病アリタル者並理髮營業者及従業者	
	自七月十九日	午後四時マデ	東村、小田村	浦富尋常高等小學校		
	自七月二十日	午後八時ヨリ	本庄村、岩井町	岩井尋常小學校		
	自七月二十一日	午後四時マデ	浦牛村	岩井尋常小學校		
	自七月二十二日	午後八時ヨリ	網代村、大岩村	福部尋常高等小學校		
	自七月二十三日	午後四時マデ	福部村	福部尋常高等小學校		
	自七月二十四日	午後八時ヨリ	成器村、宇倍野村、大茅村	成器尋常高等小學校		
	自七月二十五日	午後四時マデ	倉田村、米里村	成器尋常高等小學校		
	自七月二十六日	午後八時ヨリ	倉田村、米里村	成器尋常高等小學校		
	自七月二十七日	午後四時マデ	津ノ井村、面影村	米里尋常高等小學校		
自七月二十八日	午後八時ヨリ	倉田村、米里村	成器尋常高等小學校			
自七月二十九日	午後四時マデ	津ノ井村、面影村	米里尋常高等小學校			
岩 郡	自七月九日	午後八時	西伯郡 境 町	尋常高等小學校	昭和十三年四月一日以降出生タル者	
同	同	同	外江村	外江尋常高等小學校	同	
同	同	同	倉田村	倉田尋常小學校	同	

同七月十三日	午前十一時	同	成器村	成器尋常高等小學校	同
同七月十三日	午後三時	同	成器村	上地分教場	同
同七月十四日	午前九時	同	大茅村	大茅尋常高等小學校	同
同七月十七日	午後三時	同	本庄村	本庄尋常高等小學校	同
同七月十八日	午後九時	同	小田村	小田尋常高等小學校	同
同七月十九日	午後四時	同	浦富町	浦富尋常高等小學校	同
同七月二十日	午前九時	同	東村	東尋常高等小學校	同
同七月二十日	午後四時	同	田後村	田後尋常高等小學校	同
同七月二十一日	午前九時	同	福部村、服部	服部尋常高等小學校	同
同七月二十二日	午後三時	同	福田校下	福田尋常高等小學校	同
同七月二十三日	午後九時	同	大岩村	大岩尋常高等小學校	同
同七月二十四日	午後三時	同	網代村	網代尋常高等小學校	同
同七月二十五日	午前九時	同	蒲生村	蒲生尋常高等小學校	同
同七月二十五日	午後一時	同	岩井町	岩井尋常高等小學校	同

同 七月二十六日	午前九時	同	宇倍野村 宮下役場校下	宮下	教場	同
同 七月二十七日	午後三時	同	同村 谷教場校下	谷	教場	同
同 七月二十八日	午前九時	同	津ノ井村	津ノ井	尋常高等小學校	同
同 七月二十九日	午前八時	同	面影村	面影	尋常高等小學校	同
同 七月二十九日	午後一時	同	米里村	米里	尋常高等小學校	同

鳥取縣告示第四百四十三號

昭和十四年七月產婆名簿ノ訂正ヲセシ者左ノ如シ

昭和十四年七月七日

鳥取縣知事

副 見 喬

雄

住所 鳥取縣東伯郡倉吉町大字荒神町四一六番地

昭和十四年六月十八日住所並開業地變更ニ依リ產婆名簿訂正方出願ニ對シ

昭和十四年七月一日訂正

吉 田 光 子

住所 鳥取縣東伯郡倉吉町大字鍛冶町三丁目二八九六番地

昭和十四年六月二十七日附住所並開業地變更ニ依リ產婆名簿訂正方出願ニ

對シ昭和十四年七月一日訂正

松 島 み さ を

鳥取縣告示第四百四十四號

商店法第四條第二項ノ規定ニ依リ左ノ期間並地域ニ付閉店時刻ヲ午後十一時迄繰延フ

昭和十四年七月七日

鳥取縣知事

副 見 喬

雄

一 鳥取市内一圓

昭和十四年七月八日ヨリ

昭和十四年七月十七日迄

一 米子市内一圓

昭和十四年七月八日ヨリ昭和十四年七月十三日迄並昭和十四年七月十五日

彙 報

市 町 村 吏 員 異 動

異動年月日	事由	市町村名	職名	氏名
昭和十四年三月二十三日	任期滿了	岩美郡面影村	收入役兼掌助役	谷口林藏
同	就任	同	收入役	谷口林藏
同 三月三十一日	任期滿了	東伯郡社村	同	小谷權六

鳥取縣公報 第千四十四號 昭和十四年七月七日 (第三種郵便物認可)

同	同	同	同	同	同	同	同	同
六月二十五日	六月十二日	六月十一日	六月七日	五月二十九日	五月二十八日	五月二十一日	五月十七日	五月十七日
就任	辭任	就任	辭任	同	再任	就任	再任	就任
同	同	同	同	同	東伯郡長瀬村	岩美郡網代村	同池田村	同國英布村
同	町	助	同	村	助	收入役	同	村
	長	役		長	役		長	
近池利勝	松田清松	根鈴健藏	水谷庄藏	椿友太郎	勳八等 松嶋重太郎	坂本豊治	大久保清造	勳八等 石田實太郎

同	同	同	昭和十四年四月二十七日	同	同	同	同	同	同
五月十五日	五月八日	五月一日	四月二十七日	四月二十七日	四月二十五日	四月二十日	四月十二日	四月七日	
同	再任	同	就任	辭任	就任	辭任	任期間滿了	辭任	就任
八頭郡大伊守	氣高郡中郷村	東伯郡上小鴨村	氣高郡酒津村	同	氣高郡酒津村	同	東伯郡中北條村	東伯郡三朝村	同
助	同	同	收入役	收入役	助	收入役	同	同	同
役									
安田重太郎	勳七等 村上政吉	竺原幸富	加納榮吉	樽谷元次郎	樽谷元次郎	竺原恒市	引田武俊	赤嶋千代治	平井重義
									加藤
									森本平一

鳥取縣公報 第千四十四號 昭和十四年七月七日 (第三種郵便物認可)

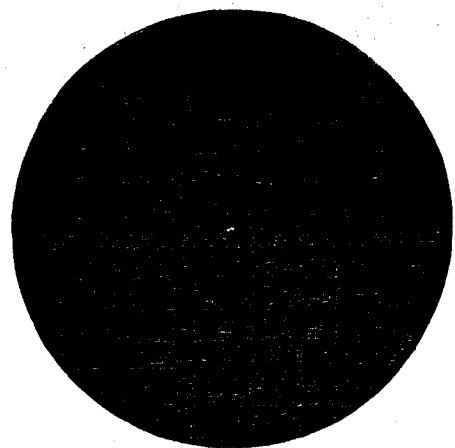
01028

鳥取縣公報 第千四十四號 昭和十四年七月七日 (第三種郵便物認可)

三〇

01029

事變特報



彙

報

第十一號

舉國一致

盡忠報國

堅忍持久

鳥取縣公報 第千四十四號 昭和十四年七月七日 (第三種郵便物認可)

二一

01030

次 目

- 一 小學校長會議に於ける知事訓示要旨…………… 二二頁
- 一 青年學校長 島取縣學務部長 小林誠 一 二八頁
- 一 百億貯蓄と家庭の生活刷新に就て…………… (商工水産課) 三三頁
- 一 新聞用紙巻取紙供給制限規則…………… (農 産 課) 三四頁
- 一 食糧増産本縣助成方策…………… (社會教育課) 三七頁
- 一 經濟戰對處生活刷新要項…………… (商工水産課) 四一頁
- 一 物價統制の普及徹底と…………… (學 務 課) 四二頁
- 一 價格公定實施一周年の實施計畫…………… (文 書 課) 四三頁
- 一 戰歿者寡婦教員養成所…………… (衛 生 課) 四六頁
- 一 縣民代表の郷土部隊慰問報告…………… (社會教育課) 四八頁
- 一 傷痍軍人三朝瀧泉療養所…………… (時 局 課) 五〇頁
- 一 建設の爲物件寄附受理開始…………… (社會教育課) 四八頁
- 一 事變下に於ける…………… (時 局 課) 五〇頁
- 一 婦人の共勵必行事項申合…………… (時 局 課) 五〇頁
- 一 政府への金賣却者…………… (時 局 課) 五〇頁

進む日の丸導く國調

01031

小學校長 青年學校長

會議に於ける知事訓示要旨

(昭和十四年六月二十八日)

本日茲に本縣小學校長並青年學校長各位の會同を煩はし、教育振興に關し所信の一端を述べ、る機會を待ましたことは、寔に欣快とする所でありませぬ。

今や支那事變は既に第三年を迎へ而も事變の終熄と解決とは猶未だ前途遼遠なるものを覺ゆるのであります。而して東亞に於ける一切の禍根を除き、以て世界平和を確立せんとする今、聖戰の重大使命を稽ふる時、愈々熱忠報國、舉國一致、堅忍持久の精神を堅持し以て長期建設の一路に邁進致さなければならぬのであります。是に於てか八紘を掩ひて宇となし道義世界の建設を實現せしめ給はんとする 皇謨を翼賛し奉る爲に吾等臣民の責務の益々重大なるを痛感致すのであります。この秋に當り

天皇陛下には去る五月二十二日文部大

臣を宮中に召させられ、青少年學徒に對し優渥なる 勅語を下し賜はり、青少年學徒の嚮ふ所を昭示し給ふたのであります。

聖旨宏遠洵に恐懼感激の至りに堪へない次第であります。

本縣に於きましては、曩に各位と一堂に會し聖勅を奉讀致しまして無極の皇恩に感激し、聖旨を奉體して相共に奉公の誠を竭すの覺悟を固く致した次第であります。凡そ青少年學徒たるものは負荷の大任を自覺し、感奮興起謹みて聖訓に恪循して皇國人たるの資質の練成に専心し、又これが啓導の任に當らるる各位に於ては、部下、職員と共に深き決意を以て教育の刷新を畫し率先範を垂れて、人格を薰化玉成し以て聖旨に答へ奉るべきであると存じます。

過般通牒を發して 聖旨奉體に關して其の大

綱を示し、本日亦具體的實踐案の答申を求めましたのも、速に其の實効を擧げ以て、聖旨に副ひ奉らんことを期せんが爲であります。

各位は須く、聖勅を奉體して、現下非常時に稽へ力を教學の振興に盡し、以て國民の後勁たる青少年學徒をして謹みて、御倚信に副ひ奉るやう之が練成に萬遺漏なからんことを希望するものであります。

茲に以下項を分ちて卑見を述べ各位の協力を要望致す次第であります。

一、時局の認識と教育の本義に就て

現下我が國は開關以來未曾有の重大時局に際會し國家の總力を擧げて之を超克し東亞新秩序建設の大業に邁進しつゝあるのであります。前途尙容易ならざるものがあるのであります。世界は今擧げて共產主義國家、自由主義國家、全体主義國家等が各其の主義理想を根本として抗爭し、其の對立相剋は極めて深刻なるものがあるのであります。我が國は單に支那事變の處理にのみ止らず、此の重大問題の何により多

大の影響を受けつゝこれに對する準備を致さねばならぬ時に立ち到つて居ります。斯の如き時艱を克服し、眞に光輝ある東亞の新秩序を建設し皇國の崇高なる大使命を遂行せんが爲には當面の急務に應ずると共に、此の際にこそ國家發展の根源たる教育の改善振興に力を致すことが最も緊要の事と信ずるのであります。而して之が改善振興の根本の道は實に我が尊嚴なる國體に徹し、之に對する強き信念を持して教化訓育に従ふことであります。惟ふに萬邦無比の我が國體は國家總力の源泉とも謂ふべく、悠遠無窮の我が歴史は此に源を發して光輝ある發展を遂げつゝあるのであります。さればこの國體に徹することは皇國臣民たるもの第一義として心得べきことであり、教育の本義も亦ここに存すること申すまでもないのであります。而して又教育は單に校内の教授訓練に止まらず、校外の實踐鍛鍊と相俟つて眞に有爲の材を作り得るのであると信じます。

以上は一層之等の點に充分思を致され、時局

を認識せしむると共に此の精神に激せしめ、眞に明日の時局を擔當して國家興隆に役立ち得る人材の教養に全力を傾けられたいのであります

一、日本文化の宣揚と科學研究の獎勵に就て

我が國が東亞の盟主となり進んで世界の新文化建設の指導的役割を果さんが爲には、日本文化の宣揚と科學研究の獎勵とが極めて緊要であります。我が國の文化は申すまでもなく尊嚴なる國體に淵源し、東西文化を消化吸収して發達を遂げて來たのであります。愈々之が發展振張に力を致し更に世界に宣揚光被せしむることは皇國使命の遂行上不可缺の要務であると信ずるのであります。

而して之が爲には獨り精神文化の研究に努むるのみならず、自然科學の研究に於ても大いに力を致さねばならぬのであります。即ち自然科學の研究によつて、未知の事象を探索し工夫創造の力を涵養し、以て心に偏せず物に墮せず、物心一如を理念とすべき眞の日本文化の創造發展に貢獻せしむべきであります。

之等の點に於ても各位の十分なる努力を旨とすべしと第であります。

一、青年學校義務制實施に就て

多年翹望して止まなかつた青年學校教育義務制も時局下に於て急速に其の機運が熟し、重要教育國策として本年度より實施せらるゝこととなり議會の協賛を経て青年學校教育費國庫補助法の發布を見、更に今般改正青年學校令其の他の關係規則も公布せられましたことは、洵に慶賀に堪へない所であります。青年學校義務制の實施は實に我が國教育の劃期的進歩と申すべきであります。之が振興は將來國家興隆の基礎たることを確信するものであります。

各位に於ては義務制實施の本旨に稽へ、之が實効を擧ぐる爲に多大の努力を拂はれ顯著なる成果を收めつゝあるのであります。此の際全力を傾倒して就學の督勵、教育内容の刷新を圖り更に一段の實績を擧ぐるやう努力を致されんことを要望して止まない次第であります。

一、生徒兒童の風尙振作に就て

時局の推移は一方に於て國民の自覺を促し、剛健なる氣風の高揚を來しつゝあるのでありますが、他方般賑産業に伴ふ幾多の世相に鬱鬱すべき傾向も認められますのは洵に寒心すべき事でありませぬ。此の傾向が堅實なる農山漁村にも反映し、之等青年子弟の上に面白からざる影響を來すが如きことあれば由々敷問題であります。此の際堅實なる縣民性の面目を發揮し、愈々國民精神の振作に力を致して社會の風潮を一新し、舉縣一體不撓不屈の精神を以て時艱克服に精進せん爲特に國民の後勁たる生徒兒童の風尚を高め質實剛健の氣象を養ひ困苦缺乏に堪へ献身奉公以て一意心身の鍛鍊に邁進せしむる様格段の御留意を希望するのであります。

一、學校體育の振興に就て

學校體育は申すまでもなく國民教育の重要な一部でありまして、今後益々其の振興を圖らねばならぬのであります。而して其の實施に當りましては特に國民精神の振作と生活訓練とに重點を置くと共に、體操其の他各體育運動の

指導は固より、特に武道及教練を振作し、更に衛生訓練、養保施設、教員の保健等に就き一層の徹底を圖り以て心身の鍛鍊に力を致すことは、刻下喫緊の要務であります。各位に於ては彼上の趣旨を體せられ學校體育に關し、今後一層の努力を切望すると共に、進んで地方一般民衆に對し體力の向上につき施設完備並に指導獎勵に關し最善を盡されんことを希ふ次第であります。

一、國民精神總動員に就て

國民精神總動員運動は昭和十二年開始以來各位の甚大なる努力により相當の成果を擧げたのであります。時局の新段階に對處し世界全局の情勢に即應する爲、政府は此の際本運動を一層強化して物心一如の舉國實踐運動たらしむるの要ありとせられ、之が強化方策に關し新機構並新展開の基本方針を示され、本縣亦之に應じ過般國民精神總動員鳥取縣實行委員會に於て持續強化方策を協議決定致したのであります。

各位は克く此の實情に即應し、運動の對象を考慮して之が實踐の具体的事項を定め率先範所

期の目的達成に努められんことを望みます。

一、集團勤勞作業に就て

昨年以來之を實施致しました所、本縣に於きましては各位の熱意により良好なる成績を收めつゝあることは欣快に堪へない所でありまして今後益々此の施設を強化擴充し、漸次教育の中に之が恒久化を圖ることは極めて緊切なることであります。惟ふに集團勤勞作業は勤勞を通して盡忠報國の精神を振作高揚し、共同生活の節慶を訓練し不撓不屈生成發展の氣魄を養ひ、併せて體力の向上を圖らんとするものでありますから、現下の時局に於ては特に其の切要を痛感するものであります。尙進んで集團勤勞作業を出動軍人遺家族に對する勤勞奉仕は固より、重要農林水産物増産計畫實現の爲の勞力援助に擴充し之を強化することは、戰時國策に協力する所以でありまして、長期戰下に於ける最も適切なる措置と認めらるゝのであります。唯之が實施に當りては良く學徒たるの自覺を強め周圍の惡風に染むことなく、勤勞奉仕の眞意義を理解

せしめて以て作業に従事せしむるやう努められたるのであります。

一、興亞教育の振興に就て

東亞永遠の安定を確保すべき新秩序の建設に當りましては、一般青年並に生徒兒童の熾烈なる奉公の精神と、大陸に對する深き認識とを要することは極めて大なるものあるに稽へ、今回本省に於ては特に青年子弟を大陸に派遣し現地に於て集團勤勞教育を施し、以て興亞精神の一端を體得せしめると共に、大陸の建設經營の事業に直接協力せしむるやう企圖せられたのであります。本縣に於ても百二十名の隊員を參加せしめて、去る二十四日勇躍壯途に就き目下内地訓練所に於て豫備訓練を受けつゝあるものであります。この秋に於て東亞の新情勢に鑑み大いに移殖民教育の振興を圖り青少年の大陸進出を策し、以て天然資源の開發と新文化の建設に貢獻せんとする遠大なる氣宇と、確固たる信念とを有する有爲有能の人物を育成することは、國運發展上重要なことと信するのであります。各

位に於ては地方の實情に應じ之が適切なる施設を講じ、國策の遂行に協力せられんことを切望致します。

以上は教育上刻下の急務とする要項につき所信を述べたのであります。之を要するに教育は興國の大業であつて國運の盛衰は一に之が振否に係るのであります。

百億貯蓄と家庭の生活刷新に就て

鳥取縣學務部長 小 林 誠 一

政府は本年度國民貯蓄目標として百億貯蓄を

提唱し、本縣としてはこれに協力して三千萬圓の目標額を決定したのであります。皆様も於ても着々御實行下さつてゐる事と存じます。貯蓄の如きは事は極めて平凡の如くで、さて實行となるとなかく容易ならぬものがあり、世間の手前や生活の惰性で怠り勝ちになり易いものであります。私のお話が何かの参考として

各位は責務の重大なるを自覺し、實踐躬行の身を以て部下職員に統督に任じ、克く校紀を振肅して和衷協同事に従ふと共に、又克く教職員をして自奮自勵益々其の人格の修養をなさしめ、常に確固たる信念に基きて其の職に精勵せしめ以て帥道を振作し教育の實を擧げられんことを切望する次第であります。

戴ければ結構に存する次第であります。

昨年度政府が八十億貯蓄を提出し、本縣が二千萬圓目標額をお願ひしたとき、一時はとも出来たものかと言つたり、そんな貯蓄が出来た位ならばこんな貧乏をしたり、借金はいらないものだから、働き盛りの若者が居ないにどうして貯蓄など思ひもよらぬと言つた者もあつたやうでしたが、國民の覺悟といふものは偉いので

どう／＼仕あふせたのですから、百億貯蓄も決心と覺悟次第でそう至難ではないと存じます。いや至難であつても是が非でも之をやり通して聖戦を續けなければならぬのです。これが爲生産を増すとか、収入を増すとかいふ方面と、生活を改めて消費を節し支出を減する方面とが相應じて行くことゝならなくてはなりません。唯今このマイクを御聴きの多くの皆様は、家庭の御婦人方と存じますので、御婦人方に最も御盡力を願ひたい生活刷新について申し上げたいのであります。

生活改善とか生活刷新とかについての提唱も決して今日に始まつたのではなく、生活改善同盟會の如きは時間尊重、定時勵行をはじめ衣食住冠婚葬祭等社交儀禮の改善等に至るまで條目を掲げて世に訴へて世の共鳴と實踐とを求めてゐるのであります。然しその内容としてゐるものは、時勢に應じて其の重點を異にし、或る時代には歐化主義を取り入れた爲の二重生活を簡易化することに重點を置いたこともあれば、國

力の進展に伴ひ弊習を打破すると共に、文化生活を打ち立てることに重點を置いたこともありましたのは御承知と存じますが、今は未曾有の大業完成の爲に、戦闘といふ大破壊と、東亞新秩序建設といふ建設が同時に、日本の獨力で行はれてゐる眞只中で、その財的推進力となる百億貯蓄を實現しやうといふのですから、平和時代の理想論許り言つて居られないので、事變下生活刷新には、その特異性を認識してかゝらなくてはならないと存じます。

事變下の生活刷新を貯蓄と併せて考へたなら誰もが、生活費の切下げを總括目標としなくてはならぬことは、すぐ氣付く點であります。事變の影響によつて収入増加を來した向は、その増收を貯蓄により向けるは勿論、生活費の節減、切下げを行ふて貯蓄を行はねばならぬ事は申すまでもありません。

然し、その生活を切下げ家計費の節減をなすについては、一定の規準なり限度なりを立てないで、とんだ結果にならないとも限りません。

01038

假に食費の支出を減ずるにしても、その爲に家族の健康が維持されず、子女の發育に妨げを生じたならば結果は言はずもがなでありませう。そこで私は生活費節約に伴ふモットーとして是非次の三項を提供致したのであります。

それは、第一生活の健康化、第二生活の合理化、第三生活の精神化であります。この三つの條件として生活全面に亘つて検討を加へ認識を新にして刷新を致しますならば、家庭生活本來の目的を達しつゝ、経費の節減を計ることは至難に非ずと存じます。そこでこの方面に關し二三の事項を申したいと存じます。家庭が人間生活の本據であり、衣食住を通じて健康を保ち生命を完うする根幹であるのは今更喋々を要しませんが、日常の食物が、この健康第一主義で、合理的に攝取されてゐるかを考へると、なか／＼そうばかり參つては居ません。白米食が榮養價値が少く、脚氣病などの原因になる、長年月消化器がそれに馴されてゐる者とか、老人とかは別として、普通に白米より七分搦なり胚芽米

が榮養價が多いと科學者によつて證明されてゐても口ざわりがよいの、味がどうか言つて依然として白米食を續けたり、砂糖の如きも白砂糖より黒砂糖の方が榮養價が多くて値段はすと安いと云ふのに改善が斷行されない。魚類に至つては、合理的に考へて値段と比例してゐないものは尠くない。野菜などでも季節のものなら安價で榮養の充分あるものを、季節外れを珍重する風習に省みるなら、調理法や咀嚼の工夫と相俟つて節約を計る餘地はいくらもあると思はれるのであります。歐州戦争の際、交戦各國は食料の缺乏に惱んで主要原料から調味料燃料に至るまで切符制度で随分困難したといふこと考へ併せたならば、我が國の如く何不自由なく食料の得られる皇國の有難さを心にしめて、先づ各家庭の臺所から生活刷新が實行されたいと存じます。衣服に致しましては經濟節減を大目標とし、衣服の目的に照らして健康化、合理化、精神化を考へたならば刷新の餘地はありませう。

01039

民間に羊毛や綿糸の配給が極めて困難となりスフ全盛となつたが、また／＼質が弱くて困つたものだなど云ふことをよく聞くのであります。多くの家庭には箆筒や行李などに着換や其の他を仕舞つて居るものも決して尠くなく柄がどうの仕立がどうのと言ふものもあるかも知れませんが、それは平時の言ひ分であつて、此の際は凡てを家族の用に充たす工夫が肝要で縫直し染直し染更へなどで衣服の更生の出来るものも尠くなく、又家族間ではどうも不充分でありませう。又洋服用と和服用とを判然區別しなくとも、ワイシャツの古が子供の夏衣にもなりませうし、浴衣も亦ワイシャツになりませう靴下の底のぬけたのも工夫の仕方では脚絆ともなり手をひともなりませう。全國家庭の皆が研究と工夫をすれば、三年や五年は我慢が出来ないことはないと存じます。家庭日用品にしても鐵製品やアルミ製品ガラス製品が相當に潤澤なのに馴らされてゐる爲、代用品だと云つて陶器

や細工・木製品等を以ては文化の逆轉、不合理だなどと考へるかも知れませぬが、アルミの辨當箱より柳行李の辨當入の方が食物の味がよいといひ、ブリキのバケツより、木製の手桶の方に水の質が保たれ、びんづめより瓢箪の方が酒の味がよいと言はれて見れば、竹や土や木や紙の製品にも合理的で經濟的のものが尠くないのではないかと思ひます。

住宅にしても日本建に洋間をくつゝけて文化住宅と考へたり、障子を硝子張りにして、それのみが合理化だと考へなくてもよいではありませうまいか、紙障子の如きは日本の文化の低さを示すなどと笑つた時もあるやうですが、透光度・換氣度などが研究されて、濕氣や光線の多い日本の氣候風土に合ふといふ結論さへ出てゐるではありませぬか、社會の進運に應じ生活内容を豊かに向上を圖るべきは勿論でありまして何も舊套を墨守する必要もありませんが、從來文化生活だ生活上だと云つて、無批判に取り入れられた生活様式や生活資料の中に、随分と

01040

不合理不經濟もあつたと思ひます。實際紅茶やコーヒの味より谿谷に湧く眞清水に千萬金にかへ難い味があり、千萬里を渡つた珍果よりも裏畑のトマトや胡瓜にはるかに榮養のあるものもあることを考へるならば、生活の健康化合理化といふことだけについても生活刷新が圖られる餘地が相當あると存じます。

更に生活の精神化について考へて見たいと存じます。由來日本人は、自己の生命は單なる自己だけのものでない、親のものであり先祖のものであり又子孫へのものである。即ち生命の永遠性永續性に立つてゐる。そしてその儘大君に仕へまつる大御寶であるとして、生命の重要性尊嚴性をよく認識すると共に、現實の生活に感謝し報恩に終始しようとする國民であります。

そして生命の糧となり、現實生活の材料となつてゐる凡てのものに生命を見出し、精神的に考へて取扱ふ國民だと言はれます。これには東洋思想殊に儒教・佛教等の思想が影響してゐるのでせうが、日常の食事も先づ神に供へ、家

族が食卓を圍んで食事に感謝し、一粒の飯一品の菜をも粗末にしないといふ慣習であります。之は人の人たる生活としてさもなければならぬと存じますと共に、この心掛けが普く一切に及ぼすとき、一切の打算から超越しつゝ、而も最も經濟的の生活となるのであります。

生活の精神化については家庭の内部より他の家庭との間に於て考へさせられるものが多いと存じます。真心のこもつた贈物をしたり戴くことは人間生活として結構と申さねばなりません。が、形式的な贈物などは無駄となる場合が多く結婚とか葬儀とかも人生の一大事として儀式は嚴肅なことが肝要でありまして、その精神を重んじてはなりません。これ等に伴ふ諸行事には精神的意義が極めて薄いもの、乃至時代の推移に伴はず弊習となつてゐるもの尠くないと存じますから、是等は根本精神に照らして生活刷新を斷行致したいものであります。

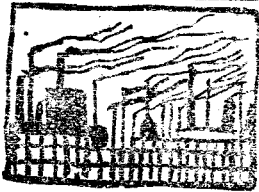
以土事變下に於て百億貯蓄に對應すべき家庭を、心とする生活刷新の目標とその基礎となる

01041

べき三要項について申上たのですが、これ等は何れも家庭生活更新の中心となり、婦人の皆様御工夫と斷行の勇氣とを切望して止まない次第であります。

(六月十九日 ラヂオ放送)

新聞用巻取紙 供給制限規則



新聞用紙其他の各種印刷用の西

洋紙は、皆木材から製造したパルプを原料とするものであるが、現下時局の影響を受け木材需要の急激な増加の上に、木材パルプの用途廣汎なる爲政府は之が需給關係に關し積極的考慮が必要となつたのである。

我が國內で消費する紙の中でも新聞用紙の消

費は莫大なるものであるから、政府はこれに對して供給制限を行つてゐるのであるが今回これを強化して供給制限を行ふこととなり、六月三十日附商工省令第三十二號を以て「新聞用巻取紙供給制限規則」を公布し、これが施行期日を七月一日として實施することとなつた。

この規則の内容は、その製造業者又は販賣業者が新聞巻取紙を使用する事業主に供給しようとする時は、商工大臣の定むる期間に於ける新聞社供給數量について商工大臣の承認を受けねばならぬこととなつてゐる。

商工大臣は昭和十二年七月一日から昭和十三年六月三十日迄の各新聞社の使用した新聞巻取紙數量其の他の事情を參照して、各新聞社毎にその基準數量を決定し、この基準數量に商工大臣の定めた比率を乗じて算出した數量を超えない範圍に於て承認するものであつて、尙商工大臣は必要ありと認める時は供給者に對して、その製造又は供給について必要な命令をなすこととなつてゐる。

01042

以上は供給制限規則の概要であるが、吾々は國家がこのやうに供給制限をなさねばならぬ事情をよく諒解して充分注意し、新聞紙其の他の紙類の使用消費に氣をつけ、且つ廢品となつた古新聞や紙反古も焼き捨てたり散亂させたりしないで、是非蒐集して廢品回收業者に賣却し、必ずその再生使用を圖るやうにしなければならぬ。

× × ×

食糧増産

本縣助成方策



事變の推移に對處する爲政府では農林水産増産計畫を樹立して國內産額の増産を期して居るので、本縣に於てもこれに即應して本縣農林産の増産を企圖し、それら方策を講じて居るこ

とは第九號に於て記述した處であるが、今回この計畫中に於ける食糧農産確保の爲、本縣に於て施設して居る處のこれが助成方策を説明する

(一) 米穀増産獎勵

縣で指定してゐる米穀基準數に對し四三、〇四六石の増産を計る爲、縣は市町村別に基準數量を定め、この市町村の基準數量に應ずる増産數量を確保せしめる爲に増産數量一石に對して六十錢、部落團體が米穀増産の爲適切なる施設を行ふものに對し四十錢の獎勵金を交付するものである。

(二) 稻熱病防除獎勵

縣下五、〇〇〇町歩の水田に對して防除を獎勵し、之が藥劑費に對し二分の一以内反當七十二錢以内の獎勵金を交付する。

(三) 泥負虫防除獎勵

縣下被害の激甚な場所八〇〇町歩の苗代及本田に對して防除を獎勵し、之が藥劑費に對して二分の一以内反當四十錢以内の獎勵金を交付する。

(四) 稻病害虫防除用噴霧器購入獎勵

稻熱病泥負虫防除用噴霧器の購入を獎勵する爲、新規購入の分は一臺六十圓としてその二分の一以内を助成し、百三十一台を豫定してゐる

(五) 部落團體活動助成

米穀、小麥及酒精原料甘藷の生産計畫遂行に關する農事實行組合又は部落農事實行團體其の他部落團體の活動促進の爲、一組合平均十五圓縣下千五百組合に助成することとして之が確保を期してゐる。

(六) 改良農具設置助成

事變に伴ふ應召農家の農業經營に支障なからしめ、其の生活を安定せしめる目的で農事實行組合が共同に利用する爲に、必要な改良農具を購入設置するものに助成金を交付する。

(七) 小水力利用設備助成

本縣下農村に於ける小水力を簡易に利用し、時局下農業勞力の不足を緩和する目的で、前年に引續き、水力タービン衝動水車及び之に要する導水設備をするものに一ヶ所五百圓以内の設置助成を行ふ。

(八) 農業機械移動配給調査施設助成

事變勃發以來農村の勞力不足に鑑み、之が補充をなして農産物の維持増進をする爲、次のやうな助成の方策を講じてゐる。

(イ) 共同利用幹旋並に指導助成

(1) 共同利用幹旋指導

01043

縣が農業機械の共同利用斡旋指導をなすもの。

(2) 共同利用斡旋指導助成

郡市町村農會其の他の團體が農業機械の共同利用斡旋指導するものに對して、一團體當り二十圓以内の助成をする。

(ロ) 共同利用設備助成

市町村農會、産業組合その他の團體が既存の農業機械の利用率を昂揚せしむる爲に、之を移動し又は集合して共同利用する場合に、改装整備に要する費用に對する二分の一以内で農業機械一組當り壹百圓以内の助成をする。

(ハ) 移動調整施設助成

前項の團體に於て既存農業機械の地域的調整の爲に之を買入れ又は借入れて共同利用

をする場合に於て、買入費の五分の一以内一組當り四十圓以内、借入につき借入費の範圍に於て一組當り拾圓以内の助成をする。

(ニ) 巡回修理班設置助成

縣郡市町村農會が農機具巡回修理班を組織して農機具を修理する場合、一班當設置費の二分の一以内で六百圓迄を助成するものである。

x x x

戸毎の貯蓄

興亞の力



經濟戰對處 生活刷新要項

長期建設に伴ふ現下の經濟戰に當つて、吾々國民は常に努力注意して消費を抑へて百億貯蓄に協力し、本縣目標の三千萬圓達成に努めなければならぬ事は度々強調してゐる處であります。此處に吾々家庭の實際生活にこれを移して日常勵行しなければならぬ事項について記述して一層各位の反省實行を要望する事とします。

一 被服に關する事項

(一) 被服新調の見合せ

着物は出来るだけ新調しないで、改造したり色揚げしたりして利用し、つぎはぎしたものを進んで使用せねばなりません。新調は我が國策に反するものでありますから、時局中は新調し

ない事を以てお互に誇りとしたいものでない。

(二) 國産代用品の使用

輸入品及輸入原料による製品を買ふことは、それだけ國家の富を失つて國力を弱めることになるのです。羊毛、棉花、麻、皮革、生ゴム等は今在るものは極力大切に使用し、新しいものは買はないやうにして、お國の爲にステープルファイバー、擬革、再生ゴム等の代用品を使用し靴もなるべく下駄、木履にかへ、帽子も新調を見合せる様にしませう。

(三) 金製品の政府への賣却

金製品は必ず使用しますまい。持つてゐる人は成るべく政府に賣却の手續をとつて國策に副ひませう。

(四) 寶石類の節約

寶石類應用裝身具及附屬品類の使用も極力差控へ、質實な生活をせねばなりません。止むを得ぬ場合も代用品で辛抱して國の節約貯蓄政策

に協力させよう。

(五) 婦人服の質實合理化

非常時下の婦人の通常服事務服及作業服は、成るべく簡素な合理的なものを着用し、複雑で華美を避けるやうにさせよう。ハイヒールの靴などもこの際なるべく遠慮したいものです。

(六) 被服保存法の普及徹底

毛織物はもとより、一般の被服の手入保存に注意し、防虫剤の使用其の他適當の方法を講じて被服を永持ちさせることは、國家資源の愛護及家庭經濟の上から云つても大切なことです。

二 食物に關する事項

(一) 混砂搗米の全廢、半搗米・胚芽米・雜穀の食川奨励

混砂搗米は衛生上有害ですし、白米は榮養上大切な成分が失はれてゐるからこれを廢して半搗米、胚芽米、雜穀、豆類等の食用につとめ國民榮養の改善と食糧の經濟とに努めさせよう。

(二) 廉價動物性食品の使用

値が安くて榮養に富んでゐる鰯、煮干、魚粉アラ、内臓、脂肪等の動物性食品の使用に努めさせよう。

(三) 獻立・調理法の改善

日常食事獻立の内容、調理法の工夫、材料及燃料の節約、廉價で榮養に富む合理的食品の調理法に留意研究するやう努力させよう。

(四) 食べ方の改善

どんなよい消化薬を用ひるよりよく噛むに超す良薬はないと云ひます。食事の時間の留意、完全咀嚼等食べ方の改善によつて榮養の向上と食糧經濟に資させよう。

(五) 節酒・節煙

時局を認識し、この際思ひ切つて節酒、節煙を斷行させよう。

(六) 地利用、野菜類自給

各家庭に於ける閑地はつとめて利用し、市街地にありても成るべく野菜の自給に努めさせよう

三 住宅に關する事項

(一) 家屋の新増築及家具新調の手控へ

家屋の新増築はこの際なるべく差控へねばなりません。又金、銅、鐵はその使用を既に禁止或は制限せられて居るのでありますが、たとひ買ひ得る品物としても臺所・屋根・庇・樋等への銅鐵材の使用、カーテン・絨氈等の毛織物使用、其の他裝飾品飾物等極力差控へねばなりません。

(二) 電力及燃料の消費節約

電力を始め木炭、石炭、瓦斯、石油其の他の燃料に充分注意して無駄のないやうに心掛けねばなりません。

四 家事經濟に關する事項

(一) 豫算と家計簿

家計豫算を樹て家計簿を記入して極力生活上の無駄を去り且つ節約に努めて、常に貯蓄に心掛け、進んで公債の應募が出来やうに懸命の努力をせねばなりません。

五 社交儀禮に關する事項

(一) 贈答の節減及合理化

盆暮の贈答其の他慣例に依る贈答は、一面社會生活上美しい風習として意義あるものがありますが、中には虚禮的なものも相當多いと認められるので、よく考慮してその全廢又は節減に努めねばなりません。

(二) 祝祭、佛事、葬儀、催し事の質實化

祝祭、佛事、催し事はその精神に反しない限り努めて質實に行ひ、出産、誕生祝、雛祭り、端午祭、賀壽等もこの際努めて質素にし、葬儀の際の酒、山菓子、香奠返しは廢止して他の方法に改めさせよう。

(三) 婚禮仕度及び披露會の簡素

婚禮の仕度は質素を旨とし、持参品も持合せの衣服及装身具と、實際必要な式服寝具位に止め、祝儀品は虚飾を避け、饗宴も努めて簡素にして一日又は一夜に止め、招待客なども特別の關係ある範圍に止め、祝儀返しは廢止して他の方法に改めること。

(四) 集會の定時勵行

司會者は無理のない時刻を考へて通知し、定刻が來たら會衆は少くとも斷然開會する事としこれが爲司會者は豫め來賓・監督官廳等主要の向に時間勵行の了解を得て置き、會合者も努めて定刻に參集して、事情により遲參・早引をする時は前以て主催者に諒解を得て置くやうにさせよう。

(五) 訪問、接客其他時間の節約

訪問、接客に於ける時間の浪費を避けるやうにし、用談を先にするやう心掛け、其の他に在

つても時間を空費しないやうにせねばなりません。
(六) 宴會の簡素
宴會は出来るだけ必要な範圍に止め、努めて簡素にし、費用と時間の浪費をなくすることに努めませう。

六 資源愛護に關する事項

(一) 日用品の愛護活用

日用品の活用に努め、修繕・改造・代用等を完全に實行し、廢物を出さず物の使用期間を延す様に努めること。

(二) 廢品の利用整理

廢品の再生又は回收については先にも記しましたが、充分留意して利用・整理・賣却に努め、國家生産資源擴充に努めませう。

七 其の他

(一) 事變に伴ふ改善事項

事變に伴つて新しく起り、又は強く行はれるやうになつた日常生活、社會儀禮にあつても、弊習となる虞あるものは前各項を参照して標準を立て、勵行に努めるやうにさせよう。

x x x

物價統制の普及徹底と
價格公定實施一週年の
實施計畫



物價統制の必要と國民の之に對する理解ある協力を求むるの必要なことは、既に本報第八號に記する所であるが長期建設の現段階に處し其の使命達成には、今後當業者たる消費者たるを問はず、益々物價統制の普及徹底を圖り之

が普及を期することは最も緊要である、政府に於ては物價統制の中樞を爲す價格公定の制定が實施せられて、七月は其の一周年に相當するので益々物價統制の普及徹底に努め、之に關する措置要綱を示してゐるのであるが、本縣でも其の方針に基き、左の實施計畫を定めて一層其の強化に當る事になつてゐる。

一、物價調整懇談會の開催

物價調整に關し商工會議所、商工會、商業組合、工業組合、その他商工團體、婦人團體の幹部及物價調査委員との懇談會を、七月一日を第一日として縣下五ヶ所に於て開催する。

二、青年學校、小學校を通して

公定價格制定趣旨の普及

七月九日物品販賣價格取締規則發布の當日を期し縣下の青年學校、小學校の生徒兒童に對し公定價格制定に關する訓話を行ふ。

三、市町村勸業主任者、商工會議所及

商工會主任者懇談會開催

01050

七月中旬縣下六ヶ所に於て市町村勸業主任者、商工會議所及商工會主任者の會同を催し物價対策の周知及之が指導に關する協議懇談を遂げる事。

四、物價調査委員協議會の開催

七月下旬物價調査地區毎に物價調査委員の協議會を開催する。



戦歿者寡婦 教員養成所

戦傷病歿せられた軍人又は軍屬の寡婦の方であつて、教育者に適當な素質を持つて居て教育に對する熱意を有する人々に對し必要な教育を實施して實際教育の事に當つて貰ふことはその人々に對して前途に新たな光明を得しめると共に、名譽ある家門を愈々顯揚せしめる事となる

ので今回政府では左記の通りの教員養成所を設置して、來る九月十一日からこれを開設する事となつた。

これに入學を希望される戦歿者寡婦の方は、學務課についてその手續を問合せて七月三十一日迄に知事宛に志願書及添付書類を提出された

養成所及開設場所

- 一、中等教員(家事裁縫科)養成をするもの
東京特設中等教員養成所
- 東京女子高等師範學校内に設置
- 二、小學校教員養成をするもの
宮城・東京・岐阜・兵庫・廣島・熊本各特設小學校教員養成所
- 各その府縣女子師範學校内に設置せられ
- 本縣人は廣島縣三原女子師範學校内に設置される養成所に入るを本休とする。
- 三、幼稚園保姆養成をするもの
奈良殊設幼稚園保姆養成所

01051

奈良女子高等師範學校内に設置

尙修學年限は一ヶ年であつて、定員は凡そ二十名、學資に不足を生ずる場合は必要額を補給せられる事になつてゐて、入所資格は高等女學校卒業者及之と同等以上の學力ありと認定せられてゐるもの、入所試験及身體検査は八月下旬に行はれる筈であつて、大體試験は平易なものととして主に本人の人物を中心として選定せられることになつてゐる。

縣民代表の

郷土部隊慰問報告



鳥取縣民を代表して郷土出身將兵慰問の擧を終つた宮野西尾、織田、松本、岩崎、中村の諸氏の旅行經

過については、既に既刊號に於て發表し、處であるが、去る六月二十三日縣會議事堂に於て縣廳員及び市内有志參集の下に、宮野、織田兩氏の慰問行に關する報告會が開かれた。

同慰問團は本年四月七日鳥取驛出發、翌八日神戸出帆、十二日塘沽上陸、同日北京着、爾後五月五日迄保定・石家莊・順德を中心とする京漢沿線に於ける各地の郷土部隊を慰問、或る時は五百米の近距離に據る敵兵六百を攻撃する郷土軍の勇敢振りを見、或る時は慰問挨拶中附近の地點に據る三千の敵を砲撃する直ぐ後方の我が歩兵砲の轟然たる砲聲に耳を驚かせつゝ、實に最前線中の最前線なる危険地區に迄互りて縱橫馳驅して慰問に懸命の活動をして北京に歸り、五月六日北京より包頭行列車に乗つて、萬里の長城を越して七日には大同、八日には張家口に郷土部隊を慰問し、それから天津に歸りて五月十一日天津發、奉天、ハルビン、新京を視察して十六日釜山着、十七日鳥取驛着歸縣せられたのであつた。

01052

左に當日宮野、織田兩縣議の報告談中から數項を抜き出してお傳へする。

△宮野氏談より

慰問文と慰問袋

事變の當初には相當送られたが此の頃は非常に少くなつてゐる。戦地に在るひげ面の將兵が小學兒童の慰問文や各種の慰問品に、子供らしく嬉々として喜ぶ様を見ると、郷土の各位はもつと、これ等の慰問文や慰問品を發送せられたいものであると思はれた。

又部隊を訪問して一同將兵に挨拶を終り、次で「鳥取縣の出身の方は残つて下さい」と云ふ時、他縣の人達の出で行く姿の何となくもの足らぬらしい様子を見る時、この反對の時の事を考へて郷土の人々が出来るだけ慰問に出かけて上げることの必要を痛感する。

廢品の蒐集

駐在部隊宿舎の邊りに、攻城野戰の廢々をもつて將兵の手によつて集められた廢品が整然として集積せられてゐるのを見て、戦後國

民はまだ一層努力して廢品蒐集に努力せねばならぬ事を思ふ。

爆撃と防空

我軍爆撃の跡を見て、その命中の確實さに驚いたが一面保定その他で支那の防空設備に感心した。市街地の防空壕その外實によく手をつくして實施せられてゐる。

鳥取兵の精銳

郷土部隊の優秀なることはかねて聞いてゐたが、實戰にあつてその眞撃で勇敢なことを、何れの部隊長からも賞讃せられてゐた。

英靈の遺骨

或る部隊長の部屋に英靈の遺骨が安置してあつた。粗末ながら壇を作り、町鞆に安置して菓子や煙草が供へてあつたが、固より然るべきこととは云ひながら感慨無量なるものがあつた。

長期戦

現地を見れば愈々新東亞建設事業の長期性が思はれる。従つて國としての生産擴充の重要性を感した。

01053

△織田氏談より

慰問隊と別る

行動を共にした慰問隊と北京で別れて津浦線を南下し南京上海より船で青島それから滿洲に入つて滯支滿六十六日行程九百哩に及んだ。

津浦沿線

長野中井兩部隊の戦跡を見て感深いものがあった。津浦沿線は京漢沿線に較べて日本人の進出が非常に少く、匪賊等の爲に列車も尙危険である。近來の撓聞で見る魯南掃滅戰の苦勞が思はれる。黄河の變化は實に甚しいもので、濟南附近の如きは殆ど水が無い。

中支上海方面

上海は以前居たことがあつた處だから友人知己もあるので途中迄出迎へてくれた。友人は上海の實況について色々な注意もしてくれたが、實際あちこち戦跡其他を見聞すると、この方面の様子は北支に較べると流石に外國權益の盛な都市だけに何彼と著しく相違して居る點が看られた。一例を挙げると路一つ隔てた外國租界と

支那に於ける爆撃が如何にも其の限界を確然たらしめてゐて、租界には少しも被害の様子が

ないのである。之に依つても支那民の心理状態の異なるのが窺はれるのである。これはほんの一例に過ぎないのであるが、こんな風であるから我々が皇軍占領地を視察するにしても、先づ北支と中支とに非常な差異のあることを考へねばならぬのである。

滿洲の鳥取村

丘の浅い谷が並んでゐるその一つに鳥取村があつて、戸數四十餘人口百二十餘人、農耕は續々行はれてゐる。昨年は玉葱、芋等の根を取るものは不作であつたが麥は上出来であつた。三四寸で穂が出かけるが穂と莖と一諸に伸びて立派な麥になるのであつて、貿易上からも有數な地位にあるところの優良な麥が出来るのである

東滿鮮の工業

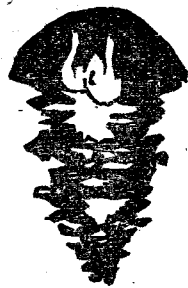
牡丹江省附近からかけて滿洲の東部及朝鮮の東北部は今や日本の重工業及び紡績業等の工業中心地帯となつた。

01054

日本からの連絡も敦賀から月六回、新潟から月八回の定期船が清津に着いてゐて、我が山陰地方としても將來益々滿鮮進出に邁進する必要がある。

滿鮮と本縣

清津には鳥取縣からも商務官が派遣せられてゐるが、商務官派遣は全國的に云つても鳥取縣が先驅をなしたものであつて、地元の氣受も非常によいのであるが、何分出荷量の少いことが遺憾なことである。本縣民としてこの東滿鮮への進出、移民團、開拓團の派遣は特に大切である。



傷痍軍人三朝温泉療養所建設の爲め 物件寄附受理開始

興亞聖戰に挺身砲煙彈雨を冒して奮進し、或

は酷寒炎暑と苦闘し或は水禍疫癘を物ともせず勇戦奮闘盡忠報國の赤誠を致しつゝある我が忠勇なる將士に對し國民は齊しく感謝感激に充ち滿ちつゝある所でありますが、此の間不幸敵彈の爲に傷痍を蒙り或は不慮の疫病に冒された將士も亦尠くないのでありまして、洵に敬謝の念禁する能はざる所であります。政府と致しましても此等國家の偉勳者である傷痍軍人諸氏に對し、醫療救護の最善を竭し充分な保護對策を講じて、勇士が郷土に在つて更に再び至誠奉公克く國民たるの本分を盡すに遺憾なき様諸般の施設を樹立實施せられて居りますが、其の中主なる事業として全國二十箇所の温泉療養所が設けらるゝこととなり其の一として昨年十月二十二日縣下東伯郡三朝村にも温泉療養所が建設せられる事となりまして、爾來地元村當局及地元人士の深き理解と誠意とに依り、土地の分譲も圓滿に行はれ整地工事亦縣民の熱誠に燃えたる勤勞奉仕等あり、工事關係者は何れも遠く第一線に奮闘されつゝある皇軍將士の上に想を寄せ、

01055

協心戮力して建築に従事し、工程、愈々進捗を見、八月十五日には開所の運びとなつたのであります。

而して此の建築に附隨したる苑地工事も近く着手する段取となつたので、此際感謝の念が籠つた庭木、庭石、植芝等各種の物件の御寄附を受け傷痍勇士の心情を慰めんと存するのであります。今や銃後にあつて之等連戰連勝の皇軍傷病將兵の苦惱の上に深甚の念を有せらるゝ各位は、左記手續に依り進んで寄附申請せられんことを希望する次第であります。

記

- 一 寄附物件の申出を爲さんとする者は左記様式に依る寄附願を七月末日迄に鳥取縣知事宛提出せられたし。尙物件の價格並納付期日を附記のこと。
- 二 數人又は數團體聯合の名義を以て寄附を爲さんとする場合に在りては、寄附申込書に各個人又は各團體毎の内譯明細書を添付せられ

- 三 納付場所は東伯郡三朝村傷痍軍人三朝温泉療養所とす。
- 四 寄附物件の使用方法を特定したるもの及使用又は管理困難なるものは之を受理せざることをあるべし。
- 五 寄附物件納付に要する費用は寄附者の負擔とす。

寄附願書式

- 一 何々 何程 但し指定の場所に納付の費用(及植付又は備付の費用)を負擔す

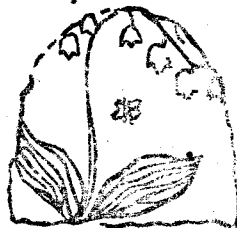
右傷痍軍人三朝温泉療養所建設の爲寄附致度 候條御承認相成度

年 月 日

本籍地

現住所

厚生大臣殿 官位勳功爵氏名印



事變下に於ける 婦人の共勵 必行事項申合

鳥取縣では、去る六月十二日、鳥取縣廳に於て縣下婦人団体代表者協議懇談會を開催したが席上事變下に於ける婦人の共勵必行事項を申合せて各団員一同これが實行を期すること、しました。その申合事項は次の通りであります。

一 生活刷新に關する申合
事變下生活刷新の目標は生活の合理化健康化精神化を主として之を基準として消費を節約し經費の節減を圖り經濟國策遂行に順應するを要旨とす。
而してその徹底を期するが爲に左の事項を必行すべきものとす。

- 一 皇室中心主義を以て常に子弟を教養すること
- 二 敬神崇祖の念の養成につとむること
- 三 家族制度を一層尊重すること
- 四 主食品は七分搗胚芽米を使用するやう様々の施設を講ずること
- 五 努めてラヂオ体操をなすこと
- 六 夜具を日光に干すこと
- 七 衣服の新調を極度に見合すこと
- 八 夏羽織を廢止すること
- 九 但し老人は此の限りにあらず儀禮章の使用を勵行すること
- 十 儀式衛生等に必要の外はなるべく足袋を用ひざること
- 十一 香奠返しを廢すること
- 十二 招待したる來客の外はなるべく食事を出さざること
- 十三 特別の場合の外の接待は番茶程度に止むること
- 十四 諸會合には開會閉會の時間を豫告して出

席者の多少に拘らず之を實行すること
十五 水、電氣を濫費せざること
二 國民貯蓄に關する申合
國民貯蓄の重要性が愈々加はるに鑑み婦人團體は相協力して其の成績の向上を圖る爲左記申合をなす

記

- 一 部落又は町内等に貯蓄組合未結成の向ある場合は婦人會は側面より之が結成を促進すること
- 二 貯蓄組合の集金には市町村婦人會又は其の支部等に於て積極的の協力援助をなすこと
- 三 婦人貯蓄組合の結成を促進し婦人貯蓄組合にありては貯蓄額を増加し又は國債應募貯蓄債券購入等の工夫をなすこと
- 四 生活刷新と相俟ちて貯蓄額の増加を圖ること

三 金集中運動に關する申合

- 一 金保有狀況調査には全部正直に申告すること
- 二 婦人は金裝飾品を全廢すること
- 三 家庭並婦人の所持する金及金製品は此の際取扱店を通じ成るべく政府に賣却すること
- 四 廢品回収運動に關する申合
- 一 不急不用又は代用品を以て充用し得る鐵製品は此の際なるべく賣却すること
- 二 家庭には廢品箱を備へ廢品の蒐集をなし毎月七日之を賣却すること
- 三 廢品買却代は貯金とすること

九號記事申訂正

本報第九號七頁十七行の「計」を左の通り訂正す
計 二百一十一萬五千四百四十貫

